

## 国内経済要録

### △公定歩合の引上げ

本行はさる3月17日、基準割引歩合および貸付利子歩合を、輸出貿易手形関係を除き、日歩2厘引き上げることを決定、翌18日から実施した。

これは、IMF 8条国移行など開放体制にはいるにあたって、わが国経済の調整をはかり、国際収支の基調を強固ならしめ、円の交換可能通貨としての地位を確保するとともに、経済のいっそう順調なる発展を期する趣旨から行なわれたものである。

種類	新公定歩合
1. 商業手形割引歩合	1錢8厘 日歩 (6.570%)
2. 輸出貿易手形割引歩合	1錢1厘 (4.015%)
3. 輸出貿易手形を担保とする貸付利子歩合	1錢2厘以上 (4.380%以上)
4. 輸入貿易手形を担保とする貸付利子歩合	1錢8厘以上 (6.570%以上)
5. 国債またはとくに指定する地方債、社債その他の債券を担保とする貸付利子歩合	1錢9厘以上 (6.935%以上)
6. その他のものを担保とする貸付利子歩合	2錢以上 (7.300%以上)
7. 当座貸越利子歩合	2錢1厘 (7.665%)

(注) カッコ内は年率。

### △銀行貸出自主規制金利などの変更

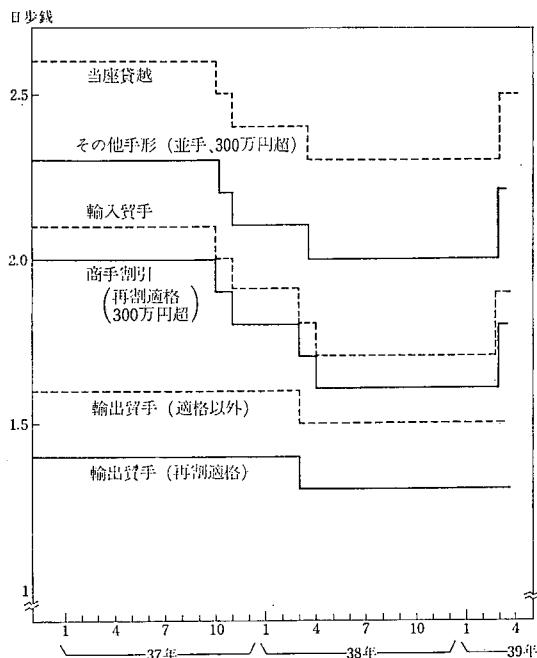
全国銀行協会連合会では3月19日、今回の公定歩合引上げに伴い、銀行貸出金利の自主規制最高限度を下表のとおり、輸出貿易手形関係金利を除きそれぞれ日歩2厘引き上げることとし、3月23日から実施した。また同時にコールの出し手レートの申合せ最高限度も日歩2厘引き上げ、2錢2厘とした。

なお中小企業金融については、現段階におけるその重要性にかんがみ、金利と資金量の両面において格別の配慮を行なうよう通達した。

種類	新利率	備考
1. 標準金利	日歩 (年利)	
(1) 日本銀行再割引適格商業手形の割引		
1件300万円超	1錢8厘 (6.570%)	2厘 引上げ
1件300万円以下	1錢9厘 (6.935%)	〃

(2) 信用度においてこれに準ずる手形の割引および貸付	1件300万円超 1件300万円以下	1錢8厘5毛 (6.753%) 1錢9厘5毛 (7.118%)	2厘 引上げ 〃
2. 輸出貿易手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	1錢3厘	(4.745%)	据置き
3. 輸出貿易手形のうち日本銀行再割引適格手形以外の手形の割引および貸付	1錢5厘	(5.475%)	〃
4. 輸入貿易手形の割引および貸付	1錢9厘	(6.935%)	2厘 引上げ
5. その他の手形の割引ならびに貸付	1件300万円超 1件300万円以下	2錢2厘 (8.030%) 2錢3厘 (8.395%)	〃 〃
6. 当座貸越	2錢5厘	(9.125%)	〃

### 銀行貸出自主規制金利の推移



### △輸入担保率の引上げと輸入保証金の本行再預託の実施

政府は、今回の本行公定歩合の引上げと同時に、輸入担保率の引上げと、輸入保証金の本行再預託(37年12月以降停止されていた)を決定、3月18日以降の輸入申請分から実施した。その概要次のとおり。

#### (1) 輸入担保率の引上げ

イ、従来の担保率1%の物資(主要原材料、工作機械など)は、担保率を5%に引き上げる。

ロ、従来の担保率5%の物資(食料品など不要不急物資)は、担保率を35%に引き上げる。

#### (2) 輸入保証金の種類

上記の輸入保証金は現金に限定(従来は銀行保証状なども認められた)。

#### (3) 輸入保証金の本行再預託

イ、輸入保証金は為替銀行から本行に再預託させる。

ロ、再預託期間は、輸入承認申請時から次の時期のうちいずれか早い時期までとする。

(イ) 3ヶ月経過時。

(ロ) 輸入承認額の80%相当額以上の決済が行なわれたとき。

(ハ) 輸入承認額の80%相当額以上の輸入通関を了したとき。

### ◇第7次財政投融資計画の改訂

政府は2月11日、年度末中小金融対策として、国民公庫・中小公庫・商工中金の3金融機関に対し総額25億円、海運およびオリンピック関係ホテル建設資金として、開銀に対し40億円の追加融資を決定し、その原資として、資金運用部資金を充当することとした(第7次改訂)。

このほか、年度末中小金融対策として、上記の3金融機関に対する資金運用部資金の年度越し短期融資25億円、3金融機関の自己資金による貸付枠拡大70億円、市中保有金融債買入れ100億円(都銀、地銀、相銀、信金各25億円)を実施することになった。

この結果、本年度財政投融資計画は、これまでの改訂分を合わせて総額1,034億円増加し、改訂後計画額は1兆2,131億円となった(前年度最終改訂後計画額9,838億円)。

### ◇昭和39年度地方財政計画

政府は2月18日の閣議において、自治省作成の昭和39年度地方財政計画を了承した。計画策定の方針および内容の概要次のとおり。

(1) 健全均衡財政を維持しつつ、地方行政水準のいっそうの向上をはかり、かつ地域開発の促進と地域格差のは正をはかることを目途として、次の基本方針に基づいて地方財政計画を策定。

イ、道路、港湾などの産業基盤施設、下水道などの環境衛生施設および住宅などの整備を促進するため、公共投資を充実。

ロ、地方独立財源を充実しつつ地方税負担の合理化をはかるため、市町村民税の課税方式を本文方式に

統一する。さらに電気ガス税の税率を1%引き下げるとともに、これによる減収を補てんするため、たばこ専売益金の委譲により市町村たばこ消費税の税率を1.6%引き上げる。

ハ、地域格差の是正を促進するため、地方交付税制度を改正し、財政力の貧弱な地方団体の財源充実をはかるとともに、辺境における公共的施設の総合的な整備促進のため地方債を増額。

(2) 財政規模は3兆1,386億円で、前年度計画に対し19.2%(前年度の対前々年度比+15.3%)と大幅の増加。

(3) 歳出面では、道路整備費など投資的経費が大幅に伸長しているほか、給与費、一般行政費もかなりの増大。

(4) 財源面では、地方税は市町村民税などの減税実施にもかかわらず、自然増と目的税の税率引上げにより、また地方債も減収補てん債の発行などにより、それぞれかなり大幅の増加。一方、国庫補助を伴う公共事業、社会保険、文教施策など支出の増額に伴い国庫支出金もかなりの伸びを示し、地方交付税も相当の増加。

### 昭和39年度地方財政計画

(単位・億円)

		昭和38年度 度計画	昭和39年度 度計画	前年比 増減(△)額	増減率 %
歳 入	地方税	10,582	12,908	2,326	22.0
	地方譲与税	358	452	94	26.3
	地方交付税	5,503	6,351	848	15.4
	国庫支出金	7,224	8,594	1,370	19.0
	地方債入	997	1,304	307	30.8
	その他収入	1,672	1,777	105	6.3
計		26,336	31,386	5,050	19.2
歳 出	公債費	1,044	1,143	99	9.5
	消費的経費 (給与費)	15,237 (9,821)	17,802 (11,225)	2,565 (1,404)	16.8 (14.3)
	(一般行政費)	5,416	6,577	(1,161)	(21.4)
	投資的経費 (うち公共事業費)	9,143 (5,020)	11,371 (6,007)	2,228 (987)	24.4 (19.7)
	維持補修費 その他の	634 278	792 278	158 0	35.8 0
	計	26,336	31,386	5,050	19.2

(注) 単独事業費は国庫補助を伴わない建設事業費。

### ◇輸入の一部自由化

政府は、鉛、亜鉛の地金とその製品など7品目の輸入を、2月29日以降自由化した。これら品目の自由化は、当初4月に予定されていたが、昨秋來の海外市況の上伸にかんがみ、繰上げ実施したものである。この結果、残存輸入制限品目は182品目となった。